

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 3 年 7 月に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 3 年 8 月 27 日

岐阜県監査委員	水	野	吉	近
岐阜県監査委員	長	屋	光	征
岐阜県監査委員	鈴	土		靖
岐阜県監査委員	長	縄	直	子
岐阜県監査委員	南		圭	一

財務監査及び行政監査の結果

令和3年8月27日

1 監査の種類

- ・ 地方自治法第199条第1項の規定による財務監査
（同条第4項の規定による定期監査として実施）
- ・ 地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象

(1) 対象年度

原則として、令和2年度を対象とした。

(2) 対象機関

知事部局 212 機関のうち、42 機関
 教育委員会 98 機関のうち、8 機関
 公安委員会 59 機関のうち、0 機関
 その他（上記以外）13 機関のうち、3 機関 計 382 機関のうち、53 機関（表1参照）

3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行った後、その結果を踏まえ、監査委員が実地又は書面により実施した。

5 監査の結果

上記により監査したところ、表1のとおり10機関において4件の指摘事項、7件の指導事項が見受けられたので、表2のとおり対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

上記の事項以外については、監査した限りにおいて、おおむね監査の対象となった事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

表1（監査の実施及び結果の概要）

	実施機関名		監査 実施日	実施 方法	監査結果件数			予備監査
					指摘	指導	検討	実施日（方法）
1	知事直轄	広報課	7月26日	実地	—	—	—	7月7日（実地）
2	総務部	法務・情報公開課	7月30日	実地	—	—	—	7月13日（実地）
3		職員厚生課	7月30日	書面	—	—	—	6月18日（書面）
4		デジタル戦略推進課	7月30日	実地	—	—	—	6月18日（書面）
5	清流の国推進部	市町村課	7月30日	書面	—	—	—	6月18日（書面）
6	危機管理部	防災課	7月19日	実地	—	1	—	7月5日（実地）
7		消防課	7月19日	実地	—	1	—	7月5日（実地）
8	環境生活部	環境企画課	7月26日	実地	—	—	—	6月18日（書面）
9		廃棄物対策課	7月21日	実地	—	1	—	7月6日（実地）
10		環境管理課	7月26日	実地	—	1	—	7月8日（実地）
11		岐阜地域環境室	7月30日	書面	1	—	—	6月18日（書面）
12		現代陶芸美術館	7月14日	実地	—	—	—	6月8日（書面）
13	健康福祉部	男女共同参画・女性の活躍推進課	7月30日	実地	1	1	—	6月18日（書面）

14	健康福祉部	子育て支援課	7月30日	実地	—	—	—	7月12日(実地)
15	商工労働部	岐阜地域産業労働室	7月30日	書面	—	—	—	6月18日(書面)
16		計量検定所	7月15日	実地	—	—	—	5月28日(書面)
17	農政部	検査監督課	7月30日	書面	—	—	—	6月18日(書面)
18		農産物流通課	7月20日	実地	—	—	—	7月6日(実地)
19		農業経営課	7月21日	実地	—	—	—	7月6日(実地)
20		農産園芸課	7月20日	実地	—	—	—	6月18日(書面)
21		畜産振興課	7月20日	実地	—	—	—	7月5日(実地)
22		家畜防疫対策課	7月27日	実地	1	—	—	6月18日(書面)
23		家畜伝染病対策課	7月27日	実地	—	—	—	7月9日(実地)
24		農村振興課	7月26日	実地	—	—	—	7月7日(実地)
25		農地整備課	7月20日	実地	—	—	—	7月5日(実地)
26		中濃農林事務所	7月16日	実地	—	—	—	5月24日(書面)
27		農業大学校	7月6日	実地	1	—	—	6月7日(書面)
28	国際園芸アカデミー	7月6日	実地	—	—	—	6月8日(書面)	
29	林政部	恵みの森づくり推進課	7月20日	実地	—	—	—	7月6日(実地)
30		県産材流通課	7月20日	実地	—	—	—	6月18日(書面)
31		森林整備課	7月26日	実地	—	—	—	7月7日(実地)
32		治山課	7月26日	実地	—	—	—	6月18日(書面)
33	県土整備部	技術検査課	7月30日	書面	—	—	—	6月18日(書面)
34		多治見土木事務所	7月14日	実地	—	—	—	6月10日(書面)
35		古川土木事務所	7月13日	実地	—	—	—	6月3日(書面)
36	都市建築部	下水道課	7月28日	実地	—	—	—	6月24日(実地)
37		公共建築課	7月27日	実地	—	—	—	7月8日(実地)
38		水道企業課	7月28日	実地	—	—	—	6月28日(実地)
39		都市公園課	7月27日	実地	—	—	—	7月8日(実地)
40		公共交通課	7月29日	実地	—	—	—	7月12日(実地)
41		流域浄水事務所	7月16日	実地	—	—	—	5月31日(書面)
42		東濃建築事務所	7月14日	実地	—	—	—	6月10日(書面)
43	教育委員会	教育管理課	7月29日	実地	—	—	—	7月9日(実地)
44		学校安全課	7月29日	実地	—	—	—	6月18日(書面)
45		体育健康課	7月29日	実地	—	—	—	7月12日(実地)
46		羽島北高等学校	7月15日	実地	—	1	—	5月28日(書面)
47		東濃高等学校	7月6日	実地	—	—	—	6月2日(書面)
48		吉城高等学校	7月12日	実地	—	—	—	6月3日(書面)
49		飛驒神岡高等学校	7月12日	実地	—	—	—	6月4日(書面)
50		華陽フロンティア高等学校	7月15日	実地	—	—	—	5月31日(書面)
51	その他	選挙管理委員会事務局	7月30日	書面	—	—	—	6月18日(書面)
52		監査委員事務局	7月30日	書面	—	1	—	6月18日(書面)
53		労働委員会事務局	7月30日	書面	—	—	—	6月18日(書面)
計	指摘事項等のあった機関数： 10 機関				4件	7件	0件	

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

表 2 (指摘事項等の内容)

機 関 名	区 分	内 容
防災課	指導事項	物品の管理事務等において、令和 2 年 4 月中旬頃、職員がパソコン（令和元年 6 月 27 日取得）を使用するため、パソコンを起動したところ、液晶画面が正常に表示されない状態（画面全体に黒と灰色の横線が入る状態）になっていたにもかかわらず、私用の外付けの液晶ディスプレイを代用することにより使用し、翌年 4 月に後任者が使用するまでの約 1 年間、当該状況が所属長（収支等命令者）等に報告されていなかった。この間、取得日から 1 年間のメーカー保証による修理対応の検討や物品を損傷させたときに必要となる岐阜県会計規則第 203 条の規定による事故報告書の提出の検討がなされていなかったことは、公費の適正な執行上及び物品管理上から不相当であると認められるので、今後は適正な事務処理となるよう指導されたい。
消防課	指導事項	消防本部における多言語同時通訳業務に係る検査事務において、事前決裁書において指定した検査者に変更が生じた場合は、当該変更に係る決裁を受けることになっているが、これが行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。
廃棄物対策課	指導事項	不用品の売払いに係る 2 件の契約事務において、収入の原因となる契約に係る決裁書で売却予定価格を定めるべきところ、これを定めることなく物品を売却していたので、今後は適正に処理されたい。
環境管理課	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた 1 件の毀損事故について、修繕料 45,100 円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
岐阜地域環境室	指摘事項	公務中の 2 件の交通事故について、修繕料 442,332 円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
男女共同参画・女性の活躍推進課	指摘事項	料金後納による郵便料金の支出事務において、請求書が到達していたものの、担当者が内容を確認せずに保管しており、納期限までに支払を行わなかったことにより、延滞利息 206 円が支払われていたため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた 1 件の毀損事故について、修繕料 99,000 円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
家畜防疫対策課	指摘事項	国有財産使用料の支出事務において、納付を失念して納期限までに支払を行わなかったことにより、延滞金 286 円が支払われていたため、今後は適正に処理されたい。
農業大学校	指摘事項	公務中の 1 件の交通事故について、修繕料 54,340 円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
羽島北高等学校	指導事項	合併処理浄化槽の保守点検及び放流水の水質検査業務委託に係る契約事務において、契約代金を 2 回に分けて支払う規定が契約書にないのに、2 回に分けて支払われていたため、今後は適正に処理されたい。

監査委員事務局	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料29,700円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
---------	------	--